

別紙１：補助対象経費の内容

１．事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （先進安全自動車（ASV） の導入に対する支援）	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを取得する事業 (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置を取得する事業 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車両安定性制御装置を取得する事業	以下に例示する経費 ○衝突被害軽減ブレーキ取得費 ○ふらつき注意喚起装置取得費 ○車線逸脱警報装置取得費 ○車線維持支援制御装置取得費 ○車両安定性制御装置取得費

２．事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （運行管理の高度化に対する支援）	一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るデジタル式運行記録計を取得する事業	以下に例示する経費 デジタル式運行記録計 ○デジタル式運行記録計に係る車載器取得費 ○デジタル式運行記録計に係る事業所用機器取得費 （上記機器は、国土交通大臣が別途認定した機器とする。）

３．事故防止対策支援推進事業（運行指示書作成等を行うシステム導入に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業 （運行指示書作成等を行うシステム導入に対する支援）	運行指示書作成等を行うクラウドシステムを導入する事業	運行指示書作成等を行うクラウドシステム整備に係る経費

注１）用語の定義

- ・ デジタル式運行記録計に係る車載器・・・・・・・・・・ 運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器
- ・ デジタル式運行記録計に係る事業所用機器・・・・・・・・・・ 運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用

機器は除く。)

注２）補助対象経費

要 件	項 目	内 容※１
運行中の運行管理機器取得費	瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等 運転者ごとの集計 一般貸切旅客自動車運送事業者による運行状況の確認 運転者に対する運行状況の通知 安全運転診断	・国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、瞬間速度、運行距離、運行時間等が記録されること ・運転者ごとに記録されたデータから運行距離、運転時間等の集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること ・日時、位置、運行速度、運行距離、運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で一般貸切旅客自動車運送事業者が受信できること ・連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること ・法定速度を参考に予め設定した速度、急加減速、急発進、急停車等を診断できる機能を有していること